

水道課からのお知らせ

## 水道料金の納め忘れはありませんか？

水道料金は、安全でおいしい水を供給するため、水道管路の更新や施設の維持などの費用として使われます。未納の水道料金があると、こうした費用に不足が生じ、水道料金の値上げにもつながりかねません。また、きちんとお支払いいただいた方々の水道料金だけでこれらの費用を賄うことになり、不公平が生じます。

水道料金は納期限までに必ず納付くださいませようご協力をお願いします。

**水道料金を滞納すると、串本町給水条例に基づき給水が停止されることがありますので、ご注意ください。**

納付についてのご相談は、串本町役場水道課料金グループまでお申し出ください。

◇お問い合わせ先◇

串本町役場 水道課 料金グループ  
Tel 0735-72-0082



和歌山県観光連盟からのお知らせ

## きのくにフレンズの募集

和歌山県観光連盟では、メディア等への対応や観光キャンペーンでPRを行っていただく「きのくにフレンズ」を募集します。

○委嘱期間

平成29年4月 1日（土）～  
平成30年3月31日（土）

○業務に従事していただく日

委嘱期間内、随時県観光連盟が指定する日

○資格

- ①県内在住または出身の満18歳以上（平成29年3月31日現在、高校生を除く。）で行動的な方。性別不問。
- ②県観光連盟が随時指定する日に業務に従事していただける方。（年間30～50日程度。業務が数日間におよぶ場合、宿泊を伴う場合もあり。）
- ③他の同様の募集等で入選し、上記期間中、その主催団体の拘束を受けることのない方で、芸能プロダクション等と専属契約のない方。

○業務に従事した場合の謝礼等

- ①謝礼 1日当たり1万円（業務が4時間未満の場合は5千円）支給
- ②旅費 県観光連盟旅費規程に準じ支給
- ③任期満了後、10万円相当の旅行券

○提出書類

履歴書1通

○提出期限

平成29年2月6日（月）必着

○審査

- ・方法：面接審査実施（午前：第1次審査、午後：第2次審査）
- ・審査日：平成29年2月12日（日）
- ・会場：和歌山県民文化会館4階  
和歌山市小松原通1丁目1番地  
Tel 073-436-1331

○その他

制服は無償貸与します。採用後、和歌山県の観光等について3日間程度の視察・研修を実施します。

◇書類提出・お問い合わせ先◇

（郵送または持参）  
〒640-8585  
和歌山市小松原通1丁目1番地  
観光振興課内（公社）和歌山県観光連盟  
キャンペーンスタッフ係  
Tel 073-441-2776

教育課からのお知らせ

## 串本町大学進学等奨学金貸与制度

串本町では、「串本町大学進学等奨学金貸与規則」に基づき、大学・専門学校等に進学後、奨学金の貸与（無利子）を希望される方を対象に、下記のとおり奨学生の募集をします。

※ 現在、大学等に在学中でも申し込み可能です。

○募集期間

平成29年1月10日（火）～1月31日（火）

○貸与期間

平成29年4月分より、当該大学、短期大学または専門学校の最短の終業年限の終期まで

○貸与条件

- ①大学・短期大学および学校教育法に定める専門学校に在学する者
- ②学生の扶養者が串本町に住所を有し、経済的理由により修学が困難と認められる者
- ③4人家族の世帯を基準とし、その合計所得金額が35.0万円以下であること（世帯の構成員が1人増えるごとに38万円を加算）

○奨学金の額

月額 40,000円（毎月振込み）  
入学奨励金 100,000円  
（最初の振り込み時1回限り）

○奨学生の決定

奨学生の決定は、奨学生選考委員会の選考を経て教育委員会が決定し、本人に通知します（3月上旬予定）。

○提出書類

- ①串本町奨学生願書
- ②学校長の推薦書
- ※ 現在、すでに大学等に在学中の場合、在学学校において推薦書をもらうようにしてください。
- ③同意書
- ※ なお、町外に住所を有する配偶者がいる場合、課税証明書を添付してください。

必要書類は教育課にてお渡ししますので、串本町役場古座分庁舎または串本町文化センターまでお越しください（お問い合わせいただきましたら郵送いたします）。

○返還

卒業後20年以内に返還（無利子）

- ※ 給付ではなく貸与です。いわゆる教育ローンと同じで返済の義務があります。
- ※ 借用書には、保護者とは別に、生計を別にする連帯保証人1名が必要となります（合わせて2名の連帯保証人が必要です）。

◇提出先・お問い合わせ先◇

〒649-4122 串本町西向359番地  
串本町役場古座分庁舎（2階）  
串本町教育委員会 教育課  
Tel 0735-72-0017  
※ 書類を直接提出される場合、串本町文化センターでもお受けいたします。

<参考>

所得税法/最終改正：平成28年4月1日  
現在法令等

平成27年分

※ 給与と所得の金額（所得金額）は、給与等の収入金額から給与所得控除額を引いた残額となります。

給与等の収入金額	給与所得控除額
1,800,000円以下	収入金額×40% 65万円に満たない場合は65万円
1,800,000円 超 3,600,000円以下	収入金額×30% +18万円
3,600,000円 超 6,600,000円以下	収入金額×20% +54万円

（例）年間の収入金額が300万円の場合、  
「300万円×30%+18万円」が控除され、  
所得金額は192万円となります。